

令和8年度学校プール開放事業監視等業務委託仕様書

この仕様書は、江別市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、業務を受託する者（以下「受託者」という。）が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

記

- 1 件名
令和8年度学校プール開放事業監視等業務委託
- 2 趣旨
江別市立小中学校の夏季休業期間において、地域の児童生徒の体力増進や親子のふれあいの場を提供することを目的として、学校プール開放事業を実施する。
- 3 委託場所（開放校）
江別第二小学校 外計12校
- 4 委託期間
契約日から令和8年9月10日までとする。
- 5 対象施設及び業務従事者の要件
 - (1) 対象施設及び利用者の範囲
 - ① 対象施設（開放プール） 別紙1及び別紙2参照
開放校を2組に分け、隔日で開放する。
 - ② 利用者の範囲
各校区に在住している小中学生及びその保護者とする。ただし、その付き添い者についてはこの限りではない。
 - (2) 業務従事者の配置及び資格要件
 - ① 受託者は、警備業法及び警備業法施行規則等の関係法令を遵守し、警備業務に関する必要な教育及び講習を修了した者を業務従事者に充てるものとする。
 - ② 受託者は、総括責任者1名、プール巡回員2名、プール監視員各校3名を配置するものとする。
 - ③ 総括責任者は当該受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、常時当該業務においてその職務に従事するものとする。
 - ④ 受託者は、各開放校に従事するプール監視員の中から監視主任を1名選任し、各現場で適切な管理運営が行われるよう努めること。
- 6 事前説明会の実施
委託者が主催する、プール巡回員及びプール監視員を対象とした、プール薬品及びろ過装置の取扱方法等についての説明会に出席すること。なお、日時及び会場については、別途通知する。
- 7 業務内容
 - (1) 施設管理業務及び鍵の管理
 - ① 開放日における施設開錠及び終了後の施設閉鎖
 - ② 開放日におけるプール開放の準備・後片付け（学校への返却時の清掃を含む。）
 - ③ 開放開始日から学校への引継時までの、プール槽及びその付帯設備の清掃（常に清潔にし、

使用に適する状態を保つ。)

④ プール棟施設・機械設備の保守管理

- ア) 開放開始日から学校への引継時まで、ろ過、逆洗浄及びヘアキャッチャーの清掃をすること。別紙1参照
 - ※ 逆洗浄及びヘアキャッチャーの清掃を行う頻度は、1週間あたり最低1回行うものとする。なお、逆洗は約5分間、洗浄は約3分間をかけて行い、実施日時等については管理日誌又は巡回員日報に必ず記録する。
- イ) 開放日において、シャワー等付帯設備の日詰まりや排水口のつまりへ対処すること。また、長時間の放水を止めること。
- ウ) 開放日において、室温が上昇した時や、塩素が気化して目が痛いなどの訴えがあった時には換気をすること。
- エ) 開放日において、利用者を機械室に入れないこと。
- オ) 排（環）水口の蓋等がしっかり固定されているか開放前に確認すること。
- カ) 開放開始日から学校への引継しまでの期間に、破損などの異常があった時は、直ちに委託者へ連絡すること。
- キ) 必要に応じて給水をし、水位及び水質の保持を行うこと。また、日誌に水位・使用水量の記録をすること。
- ク) 日常的にプール棟の内外を点検し、施設の破損等があった場合は直ちに委託者に連絡すること。

⑤ 開放開始日から学校への引継しまでの、預託された施設の鍵の取り扱いについては、次の事項を遵守する。

- ア) 厳重に保管する。
- イ) 複製しない。
- ウ) 当事業終了に係る学校との引継時に返却する。

(2) プール監視業務

- ① 開放中は利用者が安全かつ快適に遊泳することができるように監視・指導を行い、プール内、プールサイドでの事故防止に努めるものとする。
- ② 総括責任者は次の業務を行うこと。
 - ア) 委託者が作成した監視員マニュアルをプール巡回員及びプール監視員に周知・徹底し、共通理解を図る。
 - イ) 監視業務全体を総括・指導をすること。
 - ウ) 業務従事者の管理及び教育をすること。
 - エ) 苦情、要望を含む問い合わせへの対応をすること。
 - オ) 事故等の緊急事態への対応及び委託者への報告をすること。
 - カ) 備品及び消耗品の管理をすること。
 - キ) 開放日毎に、業務開始・終了報告、施設安全確認の連絡をすること。
 - ク) 各種報告書の作成をすること。
 - ケ) 開放時間前に、当日の勤務・開放・水質状況について、プール巡回員から報告を受ける。開放するか判断に迷う場合は、委託者と協議して決定すること。
 - コ) 委託者と連絡を密にすること。
 - サ) プール開放管理日誌及び巡回員日報を翌営業日の午前中までに委託者へ送付すること。
 - シ) その他必要なこと。
- ③ 1日あたりのプール巡回員は、開放校のある日は1名、開放校のない日は2名が従事することとし、次の業務を行うこと。
 - ア) 開放時間前に、当日の勤務・開放・水質状況について、各校の監視主任から報告を受ける。開放するか判断に迷う場合は、総括責任者と協議して決定する。

- イ) その管轄内の監視主任との連絡調整を密にし、総括責任者への報告をすること。
- ウ) その管轄内で起きた事故等の緊急事態への対応及び総括責任者への報告をすること。
- エ) 各校を巡回し、プール監視員の管理を行うこと。
- オ) 閉鎖しているプールの水質管理をすること。
- カ) 開放期間終了後、学校との引継日まで、プールの水質管理をすること。
- キ) 電気点検の対応をすること。

※ 江別市内の小学校では、夏季休業期間中に電気点検が予定されている。予定日時は未定のため、決定次第通知する。

※ 電気点検中は停電状態になるが、短時間のため開放を中止する必要はない。

※ 点検開始10分前を目安に、ろ過機及び滅菌器並びにその他の電気機器の電源を切り、点検終了後に電源を入れる。このとき、ろ過機については通常の電圧・水圧に戻っているか、メーターを確認すること。

- ク) その他必要なこと。

④ 監視主任は次の業務を行うこと。

- ア) 監視業務を総括すること。
- イ) プール開放管理日誌の記入をすること。(各種報告書のもとになるため、記入漏れがないように留意する。)
- ウ) 当日の勤務状況、水質状況などについて、開放時間前にプール巡回員に報告すること。
- エ) AEDの設置を行うこと。
- オ) その他必要なこと。

(3) 利用者管理業務

① 利用者に守らせること

- ア) 入場前にプール開放参加カード(利用者氏名、学校学年、保護者氏名、緊急連絡先が記載され、かつ、保護者による健康チェックと参加承諾をするカード)を提出すること。(見学保護者はこの限りでない。)
- ※ プール開放参加カードは、委託者が事前に小中学校の児童生徒へ配布する。
- イ) プール槽内に汚れを持ちこまないよう、プールに入る前に必ずシャワーで体をよく洗う(髪油、クリーム、化粧品等を落とす)こと。
- ウ) プール棟施設にあるビート板以外の用具を使用しないこと。他の用具の持ち込みは禁止。
- エ) 水泳帽は必ず着用すること。
- オ) 次のような危険行為をしないこと。
(走る・飛び込む・落とす・溺れる真似等)
- カ) プールサイドでは、水分補給以外の飲食・喫煙は禁止すること。また、ゴミは持ち帰ること。
- キ) 自転車で来た者は、施錠を徹底すること。

② その他

- ア) プール開放参加カードなどの個人情報については、鍵のかかる場所等に保管し、管理を徹底すること。
- イ) 次の者はプールに入れないこと。
 - ・ プール開放参加カードにおいて、利用が適さないと判断できる者
 - ・ 病気(皮膚病、眼疾、耳鼻疾患、心臓病など)が完治していない者
 - ・ 気分のすぐれない者(発熱、下痢、腹痛、風邪気味など)
 - ・ 疲労している者(食事直後、寝不足など)
 - ・ 激しい運動をした直後の者
 - ・ 飲酒している者

- ・ その他医師から水泳を禁じられている者
- ウ) 水着及び水泳帽の用意がない者を入場させないこと。(見学保護者はこの限りでない。)
- エ) 45分水浴したら、15分の休憩をとること。その際、全員を完全に水からあげること。そして、休憩時間内は水分補給をするか、プールサイドに腰をおろし、身体を休めること。
- オ) 利用者が怪我をした時は、軽度なものは備え付けの医療品で手当てし、重症の場合は応急処置をし、救急車の出動を要請するとともに、直ちに委託者に連絡すること。
- カ) 災害その他の要因により利用者に危険が及ぶと判断される場合には、利用者を直ちにプールからあげ、開放を中止すること。

(4) 水質管理業務

① 水質管理

- ア) 業務開始より適宜、水面及び水中の目に見える虫の死骸やゴミ等を除去すること。
- イ) 水質については、開放30分前及び1時間毎に検査を行い、常に基準どおり維持すること。(水素イオン濃度の検査は、開放30分前のみ行う。)
- ウ) 開放基準は以下のとおりとする。
 残留塩素濃度：0.4～1.0ppm
 水素イオン濃度：pH値5.8以上8.6未満
 透 明 度：水中で3m離れた位置から、プール壁面がはっきり見えること。
- エ) 水質検査の採水は、プール水が均一になっている対角線上の3点から行き、測定すること。
- オ) 使用する薬品は、学校の授業等で用いるものと同様とし、その取扱いについては事前に熟知しておくこと。 別紙3参照

② 水温、室温の記録

- ア) 水温、室温は開放30分前及び1時間毎(次のとおり)に確認すること。
(9時30分、10時30分、11時30分、13時00分、14時00分、15時00分)
- イ) 開放基準は以下のとおりとする。
 水温：21℃以上33℃未満を原則とする。
 室温：24℃以上を原則とする。

8 学校との引継

開放期間開始日前及び終了後に、委託者と学校間で引継を行うので、総括責任者が立会うこと。
 引継事項は次のとおりとする。

- (1) 開放期間開始日前に、給・排水口の場所、給水・排水・シャワーの使用方法について確認する。
- (2) プール管理に必要な用具で、学校から借用するものについて使用許可をもらい、設置場所・個数等を記録する。また、開放期間終了後に返却する。
- (3) 開放期間開始日前に水質管理における留意点について確認する。
- (4) 鍵の受渡しをする。
- (5) その他必要なこと。

9 業務実施上の留意点

(1) 安全等の確保

- ① 受託者は、事故・災害等が発生した場合、緊急時の連絡体制に基づいて被害を最小限に食い止めるものとする。業務の実施に際しては、学校プール施設内における事故の発生を未然に防止するための措置をとり、利用者の安全確保に努めなければならない。
- ② 受託者は、契約に係る施設及び設備について善良な管理に基づき火災、盗難、減水または漏水その他の事故防止に万全を期すこととし、事故が発生した場合は、直ちに委託者及び学校長

へ報告する。

- ③ 受託者は、事故が発生した場合には、人命救助等を行い、直ちに委託者及び消防本部その他の関係機関に報告するものとする。
- ④ 受託者は、業務の実施に際しては、プール監視員に対し救命講習及び安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。
- ⑤ 受託者は、開放期間中の事故等に対応できるよう、開放校に救急医療品及びAEDを用意するものとする。

(2) 遺失物の取り扱い

遺失物を発見した時は、日時及び品目等について忘れ物管理簿に記載のうえ、責任をもって管理する。届け出があった場合は、慎重に確認してから引き渡すこと。開放期間終了後にも遺失者からの届け出がない場合は、引継時に忘れ物管理簿と合わせて学校へ引き渡すものとする。

(3) 費用負担

次にあげるものは、受託者の負担とする。なお、①から④のうち、来年度以降においても使用可能な備品については、委託者に引き渡すこと（トイレトペーパー等の消耗品を除く。）。

- ① プール管理に必要な用具（温度計、水温計、掃除用具、トイレトペーパー、トイレ掃除用具など、その他特に必要なもの）
※ プール棟に設置されているものは使用可能。
- ② 監視備品（笛、Tシャツ、メガホンなど）
- ③ 救急医療品（薬品、毛布など）
- ④ 水質管理薬品及び検査薬品
- ⑤ 通信費
- ⑥ 人件費
- ⑦ 研修会・説明会実施費用
- ⑧ 水質検査の費用
- ⑨ AEDリース費用
- ⑩ 施設賠償責任保険等加入費用
- ⑪ その他業務を行う上で必要と思われること。

(4) その他の配慮事項

- ① 受託者は、業務従事者の服装や行動について、学校の利用者及び近隣住民に不快感を与えないように配慮するものとする。
- ② 受託者は、業務従事者の身元、風紀、規律、サービス及び行為に関して一切の責任を負うものとする。

10 開放日及び業務時間

(1) 開放日

1校あたり6日間 別紙2参照

開放校：12校 延べ日数：6日×12校＝72日

12校の組分けは次のとおりとする。

A…江別第二小学校・江別太小学校・大麻小学校・対雁小学校・大麻西小学校・野幌若葉小学校（計6校）

B…東野幌小学校・大麻泉小学校・中央小学校・文京台小学校・いずみ野小学校・上江別小学校（計6校）

プール巡回員については、開放期間終了後、学校との引継日まで水質管理等業務を行うこと。

(2) 業務時間

プール監視員：9時00分～16時00分

プール巡回員：9時00分～17時00分

うち開放時間は10時00分～12時00分、13時00分～15時30分

1.1 責任分担範囲等

(1) 責任分担について委託者と受託者により協議を行う事項

責任の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的な考え方は下記のとおりとする。

項目	内容	責任分担	
		委託者	受託者
業務内容の変更	委託者の指示に基づく業務範囲の変更、中止又は延期する場合	○	
	受託者の事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力による場合	○	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
	不可抗力による場合	○	
施設・設備の損傷	老朽化や経年劣化によるもの	○	
	受託者のミスや不注意によるもの		○
	相手方が特定できない第三者の行為によるもの	○	
	不可抗力による場合	○	
第三者賠償	施設・設備の瑕疵による場合	○	
	受託者が、施設・設備に瑕疵があることを知りながら、それを放置したことにより損害を与えた場合		○
	監視・指導義務違反による場合		○
	不可抗力による場合	○	
物価変動	人件費、物品費等物価変動による経費の増加 大幅又は急激な物価変動の影響により、管理運営に支障が生じる恐れがある時は、委託者と協議する	△	○
事業の終了	履行期間終了時又は期間途中での業務廃止又は業務委託契約の取消を受けた場合における撤収費用		○

(2) 損害賠償責任

受託者の故意または過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、原則として受託者が損害賠償責任を負うものとする。

(3) 保険への加入

受託者は、上記に定める自らのリスクに対応して、適切な範囲で施設賠償責任保険等に参加するなど、損害賠償責任の履行確保のための措置を講じるものとする。

(4) その他の費用負担

受託者の事情により、委託期間の開始日までに施設の管理運営ができなくなった場合においては、準備のために支出した費用等について、委託者は補償しないものとする。

1.2 提出書類及び報告書

(1) 提出書類（開放期間開始前）

受託者は、業務の実施にあたり、開放期間開始前に次の書類を委託者に提出するものとする。

- ① 実施体制、全体工程、総括責任者氏名、業務従事者氏名、業務実施日（開放期間終了後の施設管理業務及び水質管理業務の実施日を含む。）、業務実施場所及び業務内容等を記載した業務計画書
- ② 業務従事者の経歴等を証明するものの書面の写し
- ③ 開放当日におけるプール監視員の学校別シフト予定表及びプール巡回員シフト表

④ 安全確保のために加入した賠償責任保険の証書の写し

(2) 報告書

受託者は、委託期間終了日までに、次の報告書等を提出するものとする。なお、①～③、⑤、⑦については委託者が指定する様式を使用すること。

① プール巡回員日報

② プール開放管理日誌（日常点検チェックリスト含む）

③ 開放日別利用人数集計表

④ 開放当日の業務従事者の学校別シフト表（実績）

⑤ 忘れ物管理簿

⑥ 事前研修等実施報告書（実施日時、実施場所、実施内容、講師氏名、受講者氏名等を記入したもの。なお、実施状況の分かる写真を添付すること。）

⑦ 完了届

1.3 委託料支払い方法

委託料の支払いについては、履行期間終了後受託者より正当な請求を受けた時から起算して30日以内に支払うものとする。

1.4 情報資産の取扱い

江別市個人情報保護に関する法律施行条例の規定により、情報資産（非公開情報）の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられる。また、情報資産（非公開情報）の取扱いに関する特記事項に掲げる事項を遵守しなければならない。契約の期間が終了し、又は解除された後においても同様とする。

1.5 その他

その他仕様書に定めのない事項について、委託者と受託者が協議し、相互に合意のもと定めることとする。

1.6 添付資料

別紙1 江別市小学校プール概要（規格・ろ過機）

別紙2 令和8年度学校プール開放カレンダー

別紙3 水質管理薬品一覧

以上

江別市内小学校プール概要（規格・ろ過機）

別紙1

（令和8年4月1日 現在）

学校名	エリア	所在地	電話番号	水槽寸法	ろ過機			
					型式	方式	メーカー	滅菌器
1 江別第二小学校	野幌	野幌代々木町39	011-383-0015	25*10	FHSG-850W	砂式	北栄機装	設置
2 江別太小学校	江別	朝日町25-2	011-382-2580	25*10	3D-HP762W	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
3 大麻小学校	大麻	大麻宮町2	011-386-5301	25*10	5D-SR1100	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
4 対雁小学校	江別	見晴台17-1	011-382-2004	25*10	FHSG-850W	砂式	北栄機装	—
5 東野幌小学校	野幌	東野幌町48	011-382-3158	25*10	3D-HP1110	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
6 大麻西小学校	大麻	大麻扇町1	011-386-5013	25*10	5D-SR1100	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
7 中央小学校	江別	向ヶ丘54	011-384-3001	25*10	5D-SR1100	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
8 大麻泉小学校	大麻	大麻泉町27	011-386-0737	25*10	5D-SR1100	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
9 野幌若葉小学校	野幌	野幌若葉町5-3	011-385-3131	25*10	3D-HP762W	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
10 文京台小学校	大麻	文京台70	011-386-7700	25*10	3D-HP762W	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
11 いずみ野小学校	江別	対雁113-1	011-381-5090	25*8	3D-HP1110	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	—
12 上江別小学校	江別	ゆめみ野南町9-3	011-380-1122	25*8	3D-HP1110	砂式	北栄機装 (タンクは日機装エイコー)	設置

令和8年度学校プール開放カレンダー

別紙2

曜日	日	月	火	水	木	金	土
日					7月23日	7月24日	7月25日
日程						授業終了日	休業日
開放時間等					引継日①	引継日②	閉鎖
日	7月26日	7月27日	7月28日	7月29日	7月30日	7月31日	8月1日
日程	休業日	開放 (A①)	開放 (B①)	休業日	開放 (A②)	開放 (B②)	休業日
開放時間等	閉鎖	10:00~12:00 13:00~15:30	10:00~12:00 13:00~15:30	閉鎖	10:00~12:00 13:00~15:30	10:00~12:00 13:00~15:30	閉鎖
日	8月2日	8月3日	8月4日	8月5日	8月6日	8月7日	8月8日
日程	休業日	休業日	開放 (A③)	休業日	開放 (B③)	休業日	休業日
開放時間等	閉鎖	閉鎖	10:00~12:00 13:00~15:30	閉鎖	10:00~12:00 13:00~15:30	閉鎖	閉鎖
日	8月9日	8月10日	8月11日	8月12日	8月13日	8月14日	8月15日
日程	休業日	開放 (A④)	開放 (B④)	休業日	休業日	休業日	休業日
開放時間等	閉鎖	10:00~12:00 13:00~15:30	10:00~12:00 13:00~15:30	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖
日	8月16日	8月17日	8月18日	8月19日	8月20日	8月21日	8月22日
日程	休業日	開放 (B⑤)	開放 (A⑤)	休業日	開放 (B⑥)	開放 (A⑥)	休業日
開放時間等	閉鎖	10:00~12:00 13:00~15:30	10:00~12:00 13:00~15:30	閉鎖	10:00~12:00 13:00~15:30	10:00~12:00 13:00~15:30	閉鎖
日	8月23日	8月24日	8月25日				
日程	休業日		授業開始日				
開放時間等	閉鎖	引継日					

A日程校～江別第二小・江別太小・大麻小・対雁小・大麻泉小・野幌若葉小（計6校）
B日程校～東野幌小・大麻西小・中央小・文京台小・いずみ野小・上江別小（計6校）

※ 開放日の12:00～13:00はプールを閉鎖する。

学校プール開放事業 水質管理薬品一覧

薬品名	用途	使用方法
ネオクロールニューS	殺菌・消毒 塩素濃度を高める	遊泳開始5～15分前に直接、できるだけ均一に散布する。
ネオクロールタブレット	殺菌・消毒 塩素濃度を高める	学校に設置してあるネオ・ディスペンサーの薬筒に充填し、プールに浮かべる。
クロルイーター	塩素濃度を低める	あらかじめバケツに溶解して、できるだけ均一に散布する。
ポロナックSQ	殺菌・消毒 塩素濃度を高める	滅菌器がある学校のみ使用可能。 装置タンク内に、原液か2～5倍に薄めたものを補給し、ポンプのダイヤルを操作して注入量を調整する。
アクアピル2	水質浄化	付属のピンで2～3カ所の穴をあけ、ヘアーキャッチャーに投入する。
プールクリアー防藻剤	透明度を高める	水量100トンあたり20～30mlの量をヘアーキャッチャーに投入する。
DPD試薬	塩素濃度測定	検査キットの透明容器に採水し、試薬を入れる。 ピンク色の濃さによって塩素濃度を測定する。
BTB試薬	pH値測定	検査キットの透明容器に採水し、試薬を入れる。 変化した色によってpH値を測定する。